

退職による健康保険の切り替え

国民健康保険以外の職場の健康保険に加入していた方が退職する場合、他の保険へ切り替えが必要となります。手続きが遅くなると給付が受けられなくなる等の不利益が生じる場合がありますので、早めに手続きして下さい。切り替えは以下3通りあります。

1. 国民健康保険に加入

■ 手続き期間	職場の健康保険を脱退したときから14日以内
■ 保険料	市区町村によって異なります ※保険料の上限あり
■ 窓口	市区町村の国民健康保険担当窓口
■ その他	・所得によって保険料が軽減される場合があります ・倒産など会社都合等で解雇された方も保険料が減額される場合があります

2. 退職前に加入していた健康保険をそのまま継続（任意継続保険）

■ 手続き期間	退職日の翌日から20日以内
■ 条件	退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある方
■ 保険料	・退職日前の保険料の2倍（会社負担分を自己負担するため） ・保険料は2年間変動なし ※保険料の上限あり
■ 窓口	都道府県の協会けんぽ支部
■ その他	加入期間は最大2年間

3. 家族が加入している健康保険に加入（被扶養者）

■ 手続き期間	ご家族が加入している健康保険の窓口へ直接お問い合わせ下さい
■ 条件	収入等の条件を満たしていること
■ 保険料	保険料負担なし
■ 窓口	家族の勤務先の健康保険担当窓口
■ その他	収入等の条件によっては非該当となる場合もある

それぞれの健康保険について詳しいことについては、各窓口へ直接お問い合わせ下さい。